

Title	自由形式申請書や他薦枠を用いた異能vation事例を参考に : 評価対象者と評価者間におけるTransformative Researchを見越した理解共有とイノベーション資源としての失敗に関する線引きのための評価システムの可能性と課題
Author(s)	鈴木, 羽留香
Citation	年次学術大会講演要旨集, 29: 117-120
Issue Date	2014-10-18
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/12410
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

自由形式申請書や他薦枠を用いた異能 vation 事例を参考に一評価対象者と評価者間における Transformative Research を見越した理解共有とイノベーション資源としての失敗に関する線引きのための評価システムの可能性と課題一

○鈴木 羽留香（立命館大学）

1. 申請者の特性に沿った申請書へと改善し続ける必要とための線引き問題意識の共有

本稿では、非連続イノベーションを見越した評価の在り方に関して、総務省(a2014)による「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)平成26年度独創的な人向け特別枠「異能 vation」プログラム ICT 研究開発課題に挑戦する個人の公募」(以下、異能 vation)を事例に考察する。異能 vation 事業をみるとわかるように、評価実施主体である総務省が求める研究者像としての「変な人」(総務省 a, 2014) の特質を分析し、その「独創的な人」(総務省 a, 2014) の視点によりそった評価システムづくりが試みられ始めている。すなわち、「変な人」(総務省 a, 2014) の特殊な発信手段の多様性の中から、Transformative Research へとつながりうる潜在性を秘めた「才能」を探し出すための試策が2014年度から開始されている。

上記の施策事例から、評価システムは評価対象の特質に合わせて設計し続ける必要がある可能性、そして「革新的な技術やアイデアを持っていながら、社会性が欠けているため研究機関に所属できなかったり、研究費の申請書類をそろえられずにくすぶっている「異能」の人」(岡田, 2014) という「変な人」(総務省 a, 2014) の定義が広義には Gifted・Talented (以下、GT) 概念を含み得るとの仮説のもと、異能 vation の自由形式申請書と他薦枠を研究対象とし、それらと Gifted・Talented 等に関する教育現場でのコミュニケーション手法との類似性をあきらかにする。仮説が支持された場合、海外を含む特殊教育現場からのスピノフとしての科学技術政策における申請書類作成時への応用である可能性がある。Gifted・Talented 等に関する教育現場における知見や手法を活かし、発信方法が特殊であるがためだけに埋もれてきた「独創的な人」(総務省 a, 2014) の持つ Transformative Research の芽や潜在シーズを探し出すための申請書類作成を、異能 vation 事業の後継のような政策が今後実施された場合に、さらに確実に抽出することが出来ると考えられる。

以上の仮説によって、「変な人」(総務省 a, 2014) の多様な発信を的確に受け止めるフレームが、教育現場との連携によって将来的に確立された場合、争点と成り得るのは手法ではなく、その最終出口や共通理念を申請者に共有することであると考えられる。つまり、公募要領に記載されている評価点から事業の趣旨を申請者と評価者が共有しなければ、実施主体の望む通りの潜在シーズを得ることが困難であると考えられる。異能 vation や内閣府 ImPACT 等の長期を見越したハイリスク研究において求められているハイインパクト(内閣府, 2014)や「失敗を恐れず探求する、大いなる可能性がある ICT 技術課題への挑戦者」(総務省 a, 2014) というコンセプトが申請者に十分に伝わっていなければ、従来通りの無難な短期的成果が確実に得られる範囲に留まった研究計画のみが集まることになってしまう可能性がある。学術振興会による「科研費や科学技術振興機構による戦略的創造研究推進事業(特に ERATO)、総務省による未踏プロジェクト等」(鈴木 b, 2014) の従来の科学技術政策におけるハイリスク研究よりもさらに長期を見越した「前例のないパラダイム・シフトを引き起こす程の破壊的・非連続イノベーション実現のため、従来とは異なった「失敗」¹を奨励する評価を、プロジェクト選考以前の募集段階からあらかじめ明示しているところに共通の特徴がある」(鈴木 a, 2014) 異能 vation や ImPACT のような、ハイリスク研究のなかでもさらに Transformative Research としての側面の強い²研究プロジェクトを今後も実施する場合は、異能 vation の4評価点や Transformative Research 概

¹畑村(2002)は「単に失敗してしまったという結果を責めるだけではなく、次の事故防止、新たな進歩への大事な教材と捉え、生かしていくべき」と主張している。

²鈴木(2014b)は「日本における Transformative Research 概念とその定義、それらが該当し得ると考えられる類似の概念としていかに両省の施策内で記述されているかを、以下に示すように既に実施した ImPACT と異能の公募資料における評価全般に関する比較

念が「学際研究・教育促進統合 NSF 支援(Integrated NSF Support Promoting Interdisciplinary Research and Education:INSPIRE)」³ (JSPSUSA,2012) 等の先行事例においてどのように申請者へ説明され、評価理念を共有しているかというように従来型との差異を明確に示すことが重要であるとともに、評価点で示されているものが内包している命題も同時に申請者と問題意識を共有する必要がある。すなわち、長期を見越したハイリスク研究事業において Transformative Research とは何であるかといった定義に関するより詳細な議論や、それらが許容しているイノベーション資源としての「価値ある失敗」(総務省, 2014) と普通の失敗とを分ける線引き問題、そして広義には GT イノベーターを含み得る「変な人」(総務省, 2014) という研究者像とただの Believer とを区別する明確な評価基準が求められると考えられる。

以上の問題意識にもとづき本稿では事例を概観しながら、申請者の特性や広義のニーズを実施主体側が汲み取るために必要な要件を抽出し、長期を見越した非連続イノベーションのための評価の在り方を考察する。

2. 事例: 科研費申請書類の改善事例にみる申請者側の書きやすさへのニーズを取り込む評価側

後述するように、異能 vation 事業は実施側が申請者側の発信方法を分析し、その特質やニーズに沿った申請書類を提供している。類似の先行事例としては、異能 vation のような自由な発想にもとづく補助金事業である文部科学省・日本学術振興会(以下、学振)が実施している科学研究費助成事業/科学研究費補助金(以下、科研費)が挙げられる。「科研費など国による研究支援は原則、申請者が大学や研究機関に所属している必要があり、「義務教育卒業以上」で応募できる枠は珍しい」(岡田, 2014) といった差異はあるものの、それらの理念は部分的には共通点がある。

多様な研究者の申請を想定してつくられている科研費の申請書もかつては「全般的にみて、科研費申請書(計画調書)は繁雑である。これはもう少し簡略化できるのではなかろうか」(高尾, 1979) という指摘もあった。学振では、申請者の書きやすさに対応するための各種改善に加えて、申請制度自体の見直しを実施している。たとえば「(2) 主な制度改善」の「2 英文版公募要領、研究計画調書等の作成」では、海外からの応募というニーズを受け「国内の研究環境の国際化の進展に対応するため、平成 21 年度科研費の公募要領及び研究計画調書について、英文版を作成した。また、科研費が採択されたすべての研究者に配布している研究者ハンドブックについても英語版を作成し、これらについては、科研費のホームページから入手できるようにした」(科学研究費委員会, 2009) というように改善することで、申請者の多様性を取り込む制度へと変更を実施している。

科学技術政策担当大臣ら(2010)による「平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン」の「改善の方向性」でも「すべての資金制度において、繰越制度、繰越手続きの簡素化等の取組について周知・徹底を行う。応募要領等には繰越について明記する。研究費のうち国からの補助金及び国からの委託費については、まずは、科学研究費補助金の事例を参考に、繰越に必要な書類の簡素化を図ることとする。あわせて繰越に必要な書類の標準化についても各制度横断的に検討する」(科学技術政策担当大臣ら, 2010) とし「簡素化」という改善からも、申請書類・申請制度の申請者側のニーズを取り込んだ変更がみられ「「変な人」枠には繰り返し申請可能。最初の 1 年間の研究が「良い失敗」に終わった場合、翌年にもう一度同枠に申請し、成功の確度を上げていく」という使い方も想定する」(岡田, 2014) といった異能 vation 制度にも応用可能であるとみられる。

3. 事例: 異能 vation 事業における潜在シーズの拾い上げへの試み

前章では外国人等の多様な申請者を取り込むために、申請制度や関連する書類の改善や標準化といった、申請者の特質に応える事例がみられた。本章では、より特殊な申請者にも焦点を拡大するべく「書類を書くのが苦手な“変な人”も応募しやすいよう、応募フォーマットを工夫する。「日本語でしっかりした応募書類が書ける人もいるだろうが、イラスト 1 枚で表現する人、単語でしか説明できない人もいるかもしれない。入り口でキャラクターの多様性を失いたくないので、バリエーションを用意する検討をしている」と高村氏は言う。」(岡田, 2014) という目的を擁する異能 vation 事業をレビューし、多様性の中から潜在シーズを探すための試策を事例として取り上げた。総務省が「これまで国の支援が届かなかった“異能”の発掘を目指し、在野の研究者の申請に期待する」べく「「変な人」枠には、(1) 義務教育を卒業していれば応募できる、(2) 失敗を奨励する、(3) 専門家の助言が得られる、(4) 書類をそろえたり物品・予算の管理を行うなど事務的な作業を、事務局が代行」(岡田, 2014) するといった制度の独自性に加え、次節でレビューするように、自由形式申請書と他薦枠という前例のない申請制度を実施している。

をベースとし、それらをもとに本稿ではさらに Transformative 概念のみに特化して絞り込みを実施した研究により、異能 vation と ImPACT と Transformative Research 概念との共通点をあきらかにした。

³ INSPIRE に関しては「本イニシアティブは、トランスフォーマティブな研究になりうる可能性を有する学際的研究を支援することを目的として 2012 年度に創設されたもの」(JSPSUSA,2012) というように説明されている。

3.1. 自由形式申請書

「3. 提出物について」で「応募には専用ページから必要項目を入力してエントリーするほか、「研究コンセプトペーパー」「物（試作品など）」「絵や写真」なども選考の参考にする」（山田, 2014）べく「エントリーシートでご応募いただいた内容の他、別途提出物がある場合は、下記宛にお送りください。」「書類や資料を提出する場合はメールか郵送のみで受け付け」「提出物例」「1」研究コンセプトペーパー（図・表の入ったもの）2」物（試作品など）3」絵や写真4」その他」「なお、別送は必須ではありません」（総務省 a, 2014）という自由形式の申請書を取り入れている。

上記の自由形式は「総務省の担当者は「いたずらは困るが、試作品などのモノに加えて絵や写真など、あらゆる形式で応募できるようにし、応募時点でのフィルターはかけないことにした。すべての応募に目を通す」と意気込みを語っていた」（山田, 2014）というように、「4」その他」（総務省 a, 2014）という項目からもあきらかなように、申請者自身が考えた様々な独自の方法で応募することが可能であるという日本の補助金事業による補助金事業としては、前例のない制度となっている。

3.2. 他薦枠

「自薦の場合」は「組織に所属している個人が応募をする場合は、所属組織が承諾していること」と「採択までの期間に、面接やヒアリング等に参加可能であること」「採択後、会合や交流会などに積極的に参加をする意思があること」（総務省 a, 2014）といった条件や「[異能 vation Q&A] 今回の自薦応募にあたっては一人一案までしか認められないのでしょうか。/[答え] 応募時点ではいくつ案を出していただいても構いません。エントリーフォーム、別添資料で複数案をお持ちであることが分かるように、応募内容を記載してください。」（異能 vation a, 2014）という回答があることからわかるように、複数案を提出可能なことも特色として挙げられる点があるものの、より独特な制度としては以下に述べるように他薦制度が挙げられる。

「他薦の場合」は「推薦する際は、本事業への推薦について被推薦者に一切その内容を知らせないこと」「一次選考を通過した他薦の方には事務局から連絡を行います。他薦による被推薦者本人が希望する場合、二次選考には被推薦者本人が応募します」（総務省 a, 2014）という条件と流れになっている。

「他薦枠」は、「自分には理解できない事柄へ果敢に挑戦している個人を知っている」や「応援したくなる技術をコツコツと努力している個人が身近に居る」という場合」（異能 vation a, 2014）を想定し「他薦枠」は、独創的な考えや物事への取り組みを行っていながら、その独創性に自分自身では気づいていない人たちにも本プログラムへ参加してほしいという期待」（異能 vation a, 2014）から「自ら名乗り出る候補者だけに留まらず、自身も気づいていない独創性ある候補者を推薦にて募ることで、本プログラムの可能性をいっそう広げることを目指します」（異能 vation a, 2014）という期待から他薦枠が実施されている。

なお「自分自身を他薦する」以外であれば、自薦・他薦・スーパーバイザーアソシエイト・サポートスタッフすべて併願可能」（異能 vation b, 2014）というように、実施機関である角川アスキー総合研究所のスタッフとも併願可能であるという特色もある。

4. 事例:GT 教育にみる発信方法の多様性の中から潜在シーズを拾い上げる方法

異能 vation で募集している「変な人」（総務省 a, 2014）により確実に届けるための方法論の可能性をさらに探るため、前章でレビューした制度に加え、「変な人」（総務省 a, 2014）が定義として内包しているとみられるギフテッド・タレンティッド（以下、GT）に対する専門教育を概観する。

松本ら（2013）によると「ギフテッドの定義」では「突出した才能の表現としては”gifted”に加え”talented”」とあり「松村は、教育実践などで両者は区別されていないため双方を包括する用語を用いるのが妥当」として「”gifted”と”talented”を包括して以下、ギフテッドと表記」し多国間比較から「「天賦の才能(giftedness)」は IQ による限られたものではなく、芸術や芸能、スポーツ、起業のスキル、モチベーション、問題解決能力、リーダーシップ、チームワーキング、創造性、社会情緒スキルなどを含む」と先行研究により条件付けたうえで「ギフテッドを定義づける IQ の数値は国によって差はあるものの IQ120～130 以上のものを指すことが分かる」と整理し「法律による公式な記述がなされていないにも関わらず、ほとんどの国(most countries)で「天賦の才能(giftedness)」の一般的な定義が示されている」としつつも米国児童臨床心理学者らによる「アスペルガー障害や ADHD についてギフテッドと障害の誤診断の危険性を述べている」ことも引用したうえで「ギフテッドの持つニーズが見逃されやすいことを示している」（松本ら, 2013）と結論付け、GT のような突出した才能が発信方法の特殊さによって、その能力が十分に発揮されていないことが示されている。

教育上の分類としては「アメリカ合衆国で行われている才能教育 (gifted education) は特別教育 (special education) に含まれている」とあり「一人ひとりの子どものニーズに合わせた教育とつながる部分がある」

として「代表的なものとしては、全校拡充モデル(shoolwide Enrichment Model, 以下, SEM とする)がある」と述べ、イギリスにおける教育支援としては「才能をもつ子どもの苦手な部分を「ニーズ」としてとらえて支援の幅を広げている」としたうえで「ギフテッドの社会性に関する補償的措置として、その代表的なものにカウンセリングサービスがある」(松本ら, 2013)とし、GT のニーズやその発信方法をサポートしている。以上のように GT 教育での論点は、異能 vation 事業における「変な人」(総務省 a, 2014) が従来の申請書類において適切に表現出来ないためにその能力が十分に評価されていない問題と類似している可能性がある。まだ GT 教育自体が発展途上にあるものの、これらのカウンセリングサービスの今後の知見からは、「変な人」(総務省, 2014) の多様な発信方法を確実に受け入れるために必要な要件が期待出来ると考えられるため、GT 教育のさらなる進展が望まれる。

5. 考察

これらの Transformative Research を税金で実施し続ける場合、本稿で述べた実施主体と申請者側とが評価基準と Transformative Research 評価に内在している命題の共有だけでなく、鈴木 (2014c) が「税金によるハイリスクの困難さ」を「実施主体側と財務当局との調整事例」であきらかにしたようにハイリスク研究自体に対する社会の理解がまだ十分に専門家集団内でも共有されていないため「ハイリスク研究を実施するために必要な評価理念文化の醸成のための要件」を社会全体でも議論し、本稿で述べた「変な人」(総務省, 2014) の多様な発信方法や固有な表現方法を誤解することなく、評価者へ確実に届けるために、偏見なく長期を見据えて応援する機運を高めるための文化づくりによって、従来の評価基準や評価理念文化では切り捨てられ、社会から排除されがちであった「独創的な人」(総務省 a, 2014) が他薦だけではなく、社会のキャパシティの拡大によって「変な人」(総務省, 2014) が萎縮することなく、より積極的に自薦可能な文化構築も同時に必要ではないだろうか。

【文献】

- 異能 vation a「異能 vation 公式 twitter」2014 https://twitter.com/inno_project
- 異能 vation b「異能 vation 公式 facebook」2014 <https://www.facebook.com/innovationproject>
- 岡田有花「総務省が募集する「変な人」ってどんな人? 「異能 vation」(いのうバージョン) 担当者に聞く (1/3)」ITMedia, 2014
- 科学研究費委員会「平成 21 年度科学研究費補助金の審査に係る総括」日本学術振興会, 2009
http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/data/h21/h21shinsa_soukatsu.pdf
- 総務省 a「総務省がこれからの日本を創るあなたを応援します—今、日本は、失敗を恐れず探求する、大いなる可能性がある ICT 技術課題への挑戦者—異能(Inno)な人を探しています—」2014
<http://www.inno.go.jp/contact.php>
- 総務省 b「戦略的情報通信研究開発推進事業 SCOPE inno「異能 vation」プログラム平成 26 年度採用分 募集要項」2014 http://www.inno.go.jp/link/innovation_bosyuyoko_20140716.pdf
- 鈴木羽留香 a「価値ある失敗」による「有益な教訓」を奨励する評価を公募段階で示す政策事例—内閣府 ImPACT と総務省異能 vation の比較分析— 社会情報学会, 2014 年度秋季大会一般発表, 発表予定日 2014/09/20
- 鈴木羽留香 b「自由形式申請書や他薦枠を用いた異能 vation 事例を参考に—評価対象者と評価者間における Transformative Research を見越した理解共有とイノベーション資源としての失敗に関する線引きのための評価システムの可能性と課題—」政策情報学会, 2014 年 8 月投稿, 審査中
- 鈴木羽留香 c「ImPACT 等のハイリスク研究にみる回収スパンと財務当局との調整事例を参考に—「Transformative Research 評価理念文化へのキャピタルゲイン型クラウドファンディングによる潜在シーズの政策エビデンス化と対話基盤を用いた受益者自身による潜在ニーズの配当創出とのマッチングの可能性と課題—」研究・技術計画学会, 発表予定 2014/10/19(日)
- 高尾檜雄「科研費申請の憂うつ(文部省科学研究費申請と配分の問題点)」ファルマシア 15(11), 1979
- 科学技術政策担当大臣, 総合科学技術会議有識者議員「平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン」文部科学省, 2010, <http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100708ap.pdf>
- 山田竜司「総務省、「異能 vation」人材を募集—“強い意志を持って挑む”を重視」ZDNETJapan, 2014
<http://japan.zdnet.com/development/analysis/35050971/>
- 松本茉莉衣, 是永かな子「ギフテッドに対する補完的指導としての特別ニーズ教育」高知大学, 2013
- JSPSUSA「NSF、INSPIRE プログラムの下、新プロジェクト 11 件を発表(7 月 18 日)」2012
http://jspsusa.org/us-science/FY2012/07_July/20120718.pdf